

【市民談話室使用料】

各表の使用料金は税抜き価格を表示しております。

当該公の施設の使用の時間等に応じ、各表の規定により算出した額に消費税率を乗じて得た額が使用料となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

(市川市使用料条例第2条参照)

南行徳市民談話室使用料

区分	1時間当たりの額			
	～平成31年3月31日		平成31年4月1日～	
	市民等	市民等以外の者	市民等	市民等以外の者
集会室 1	<u>610円</u>	1,230円	<u>400円</u>	1,230円
集会室 2	<u>610円</u>	1,230円	<u>400円</u>	1,230円
集会室 3	<u>550円</u>	1,110円	<u>360円</u>	1,110円
集会室 4	<u>330円</u>	690円	<u>220円</u>	690円
集会室 5	<u>510円</u>	1,030円	<u>340円</u>	1,030円
集会室3、集会室4及び集会室5を1室として使用する 場合	<u>1,390円</u>	2,830円	<u>920円</u>	2,830円
多目的ホール	<u>2,010円</u>	4,030円	<u>1,000円</u>	4,030円